

平成29年

第4回市議会定例会 議案第11号

函館市都市公園条例の一部改正について

函館市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月1日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市都市公園条例の一部を改正する条例

函館市都市公園条例（昭和33年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表2備考および別表3備考第1項中「1平方メートル未満」を「0.01平方メートル未満」に、「1平方メートルとして」を「その全面積またはその端数の面積を切り捨てて」に改める。

別表4中「430」を「440」に、「660」を「680」に、「900」を「920」に、「390」を「400」に、「620」を「630」に、「850」を「870」に、「39」を「40」に、「770」を「790」に、「16」を「17」に、「23」を「24」

に、

35
46

 を

36
47

 に、「70」を「71」

に、「93」を「95」に、「160」を「170」に、「230」を「240」に、「460」を「470」に、「320」を「330」に、「19」を「17」に、「190」を「170」に改め、同表備考第4項中「1メートルもしくは1平方メートル」を「0.01メートルもしくは0.01平方メートル」に、「1メートルまたは1平方メートルとして」を「その全長もしくは全面積またはその端数の長さもしくは面積を切り捨てて」に改める。

別表7備考第2項中「1平方メートル未満」を「0.01平方メートル未満」に、「1平方メートルとして」を「その全面積またはその端数

の面積を切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表2から別表4までおよび別表7の規定は、この条例の施行の日以後の使用または占有に係る使用料および占有料について適用し、同日前の使用または占有に係る使用料および占有料については、なお従前の例による。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(提案理由)

都市公園の占有料の額を改定し、および使用面積等の計算方法を改めるため